

法人市民税税率表

埼玉県狭山市

1. 法人税割の税率

事業年度	平成 23 年 3 月 31 日以後に 終了し平成 26 年 9 月 30 日 までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日 ～令和元年 9 月 30 日まで に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度
法人等の区分			
次の いずれか に該当する法人 ①資本金の額又は出資金額が 10 億円 を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税 額 (分割前) が 1,000 万円を超える 法人 ③保険業法に規定される相互会社	14.7%	12.1%	8.4%
上記以外の法人 (資本金の額又は出資金額が 10 億円 以下で、 かつ 、法人税割の課税標準と なる法人税額 (分割前) が 1,000 万円 以下の法人)	12.3%	9.7%	6.0%

※中間申告、あるいは事業年度が 1 年に満たない法人等の場合は、上記「1,000 万円」を、「1,000 万円×課税標準の算定金額の月数（1 月に満たない端数は切り上げる）÷12」と読み替えてください

2. 均等割の税率

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の金額	狭山市内の従業員数	
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
1. 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） 2. 人格のない社団等 3. 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同様。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） 4. 保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額または出資金の額を有しないもの（1から3までに掲げる法人を除く。）		5万円

※資本金等の額

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）

※事業年度が1年に満たない場合は、均等割額×月数÷12（100円未満切捨）。この場合の月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月、1月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

<お問い合わせ先>

埼玉県狭山市役所市民税課

電話 04-2953-1111
（内線 1093・1096）

◇狭山市公式ホームページ内、「市民税課のページ」-「法人市民税のコーナー」もご参照ください。

<http://www.city.sayama.saitama.jp/kakuka/soumu/siminzei/hp/houzinsimin/top.htm>

令和元年11月15日版